保安林の指定施業要件の変更予定.....

公

保安林の指定解除..... 保安林の指定予定..... 生活保護法による指定医療機関の休止の届出. 生活保護法による医療機関の指定.

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出.

課祉

告

示

目

次

出

先機 関

土地改良区の役員の就任及び退任

事農中

所産方

:

Ħ.

林南水地

公安委員会

建設業者の許可の取消し.....

(整備事務所)

:

껃

(建築住宅課)

:

껃

開発行為に関する工事の完了......

特定漁港漁場整備事業計画の変更案の縦覧

土地改良区の定款変更の認可...... 青森県福祉のまちづくり条例による適合証の交付の公表...

(農村整備課) (障害福祉課)

 \equiv

: 三

整漁

備 漁

課場

:

 \equiv

(

交番、

青森県公安委員会文書管理規則の一部を改正する規則.....

企

画

課

:

Ħ.

警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関す

平成十五年十二月三日(水曜日)

示

青森県告示第七百六十一号

定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に より告示する。 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十条の二の規定により、次の指

平成十五年十二月三日

林

課 :

同 政

:

同

<u>`</u> ∷

同同

) :: = :

青森県知事 Ξ 村 申

吾

クトス・クリニッ 科医院こおり耳鼻咽喉 院山田産婦人科医 クリニック福原循環器内科 せきや歯科医院 北美調剤薬局 ひらの薬局 佐藤歯科医院 名 称 青森市桂木四丁目三の一五 弘前市大字上鞘師町一七の三 北津軽郡金木町大字金木字菅原八二 三沢市幸町一丁目三の二五 青森市中央一丁目二五の二 黒石市北美町一丁目六〇 南津軽郡藤崎町大字葛野字前田六一の五 青森市本町一丁目四の二五 所 在 地 平 廃止年月日 成 | 第 | 0 = 三 | 弄 五 五 퍧 四 _= **た**言() 型· 三 〇 <u>た</u> <u>=</u> た一四 **た**言() #. |-

生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第四十九条の規定により、医療扶助

青森県告示第七百六十二号

第二千二百六十号

雑

報

る規則の一部を改正する規則....

宅地建物取引主任者資格試験の合格者...

(建築住宅課) ...

同

:

号の規定により告示する。 のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一

平成十五年十二月三日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

五。一五。一一五		弘前市大字大町二丁目一〇の三	弘前市大字大	科クリニック矯正歯科じん歯
平成三十一		丁目五の五	むつ市中央二丁目五の五	リニックふじた脳神経ク
指定年月日	地	在	所	名

青森県告示第七百六十三号

より告示する。 定医療機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十条の二の規定により、 次の指

県

報

平成十五年十二月三日

青

森

青森県知事 Ξ 村 申

吾

一 <u></u> 垂・ 二・ バ		自三の二八	青森市佃二丁目三の二八	医院 雪田内科小児科
平成三年一〇・一	野二四二	北津軽郡金木町大字嘉瀬字雲雀野	北津軽郡金木	吉川医院
休止年月日	地	在	所	名称

青森県告示第七百六十四号

|百四十九号) 第三十条の二第一項の規定により告示する。 次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法 (昭和二十六年法律第

平成十五年十二月三日

保安林予定森林の所在場所

青森県知事

 \equiv

村

申

吾

四二の五七、一四二の五九から一四二の六八まで、一四二の七一、一四二の七三、 で、一四二の三三から一四二の五〇まで、一四二の五二から一四二の五五まで、一 四二の八五から一四二の九三まで、一四二の九六から一四二の一〇〇まで 四二の七四、一四二の七六、一四二の七七、一四二の七九から一四二の八三まで、 (以上三筆について次の図に示す部分に限る。) 、一四二の一から一四二の三一ま 西津軽郡鰺ケ沢町大字種里町字大柳一四二の五六・一四二の七〇・一四二の七二

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

指定施業要件

Ξ

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない

る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

町役場に備え置いて縦覧に供する。 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び鰺ケ沢

青森県告示第七百六十五号

て準用する同条第一項の規定により告示する。 次のとおり森林について保安林の指定を解除するので、 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十六条の二第二項の規定により、 同法第三十三条第六項におい

平成十五年十二月三日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

保安林の所在場所

ついて次の図に示す部分に限る。) 三戸郡福地村大字福田字堀切一三の三〇・一三の三一・字大沢一三 (以上三筆に

Ξ 保安林として指定された目的 干害の防備

保安林解除の理由

土地改良事業用地とするため

え置いて縦覧に供する。 「次の図」は、 省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び福地村役場に備

青森県告示第七百六十六号

て準用する同法第三十条の規定により告示する。 知があったので、森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十三条の三におい 農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通

平成十五年十二月三日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

| 二七まで、| | | の二三〇から二 | の二三二まで、二 | の二三四、二 | の二三五、二 ||五、||の||七、||の||八、||の|||〇、||の||||から||の|| ら二一の一七〇まで、二一の一七二から二一の二一一まで、二一の二一三、二一の 一の二三七、二一の二三八、二一の二四五から二一の二五三まで、字鎧石一三二の 一、一の四一三から一の四一九まで、一の四三八、一の四三九 、一三二の二、大字川倉字大倉岳一の一、一の一〇から一の四〇九まで、一の四 の七四まで、二一の七六から二一の一三三まで、二一の一三五、二一の一三八か 北津軽郡金木町大字中柏木字不動野二一の一から二一の六まで、二一の八から二

保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

- 主伐に係る伐採種は、 定めない。
- 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(___) 次のとおりとする 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

役場に備え置いて縦覧に供する。 「次のとおり」は、省略し、 その関係書類を青森県農林水産部林政課及び金木町

公

青森県福祉のまちづくり条例による適合証の交付の公表

項の規定により、次のとおり適合証を交付したので、同条第三項の規定により公表す 青森県福祉のまちづくり条例 (平成十年十月青森県条例第四十六号) 第十三条第二

ಠ್ಠ

平成十五年十二月三日

ピングセンターエルムの街ショッ	公共的施設の名称適合証交付に係る
五一七の一五所川原市大字唐笠柳字藤巻	所 在 地
業物 店品 舗販 売	種類
平成霊・二・霊	交付年月日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

土地改良区の定款変更の認可

定により公告する。 土地改良区の定款の変更を平成十五年十一月二十五日認可したので、同条第三項の規 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第三十条第二項の規定により、平川

平成十五年十二月三日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

特定漁港漁場整備事業計画の変更案の縦覧

漁港漁場整備法 (昭和二十五年法律第百三十七号) 第十七条第十項の規定により、

準用する同条第四項の規定により、 佐井地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を変更したいので、同条第十一項において を次のとおり縦覧に供する。 公告し、当該特定漁港漁場整備事業計画の変更案

日までに、県に対し意見書を提出することができる。 なお、当該特定漁港漁場整備事業計画の変更案に意見がある者は、縦覧期間満了の

平成十五年十二月三日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

縦覧に供する書類

縦覧場所 佐井地区特定漁港漁場整備事業計画の変更案

Ξ 縦覧期間

平成十五年十二月三日から同月二十四日まで

青森県農林水産部漁港漁場整備課及び佐井村役場産業振興課

縦覧時間

兀

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

開発行為に関する工事の完了

青

第百号) 第三十六条第三項の規定により公告する。 次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、 都市計画法 (昭和四十三年法律

平成十五年十二月三日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

先 (国有財産)	七南津軽郡尾上町大字中佐渡字石田二の	名称 (工区) に含まれる地域の
十和田市東二十三番町一の一	黒石市北美町二丁目七六の四	(名称) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

字下比良二一先外 (国有財産)字下比良二一先外 (国有財産) ニ戸郡三戸町大字川守田字下比良一八三戸郡三戸郡三戸町大字川守田字下比良一八三戸郡三戸町大字川守田字下比良一八三戸郡三戸町大字川守田字下比良一八三戸郡三戸町大字川守田字下比良一八三戸郡三戸町大字川守田字下比良一八三戸郡三戸町大字川守田字下比良一八三戸郡三戸町大字川守田字下比良一八三戸郡三戸町大字川守田字下比良一八三戸郡三戸町大字川守田字下比良一八三戸郡三戸町大字川守田字下比良一八三戸郡三戸町大字川守田字下比良一八三戸郡三戸町大字川守田字下は	の二の二を対している。	八まで、旭町一六八の一三むつ市山田町二三の一八から二三の三	三及び八四の五南津軽郡平賀町大字新館字後野八四の	八の三一五七及び一一六の三一五一六の三一五四、一一六の三一五五、一六の三〇九二、一一六の三〇九二、一二三から一一六の三〇九二、一二三から一一六の三〇一五まで、一一三次の三〇五まで、一一三沢市大字三沢字淋代平一一六の三〇三沢市大字三沢字淋代平一一六の三〇三沢市大字三沢字淋代平一一六の三〇三沢市大字三沢字淋代平一一六の三〇
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一	三	むつ市大平町一八の三立花功	小野泰正三年の一番がある。 小野泰正 一角津軽郡平賀町大字新館字後野八四の	八戸市卸センター 一丁目 一一の八

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり 同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十五年十二月三日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

商号又は名称 古川建設

= 氏名 古川 金

Ξ 主たる営業所の所在地 西津軽郡木造町大字筒木坂字松本一五二の六三

許可番号 青森県知事許可 (般-一三) 第七〇〇〇四号

兀

取消年月日 平成十五年十一月二十日

六 五 取消しに係る建設業の許可

土木、大工、とび・土工、石、 鋼構造物、 ほ装、しゅんせつ、塗装、 水道施設工

区役 員 別の

氏

名

住

所

の 年 月 日就任及び退任

理

事

政憲 義文

弘前市大字小比内一丁目一三の一

平成室・

む 完就任

大字撫牛子五丁目三の八

小田桐 石岡

栄三

戸

正広

福士 相馬 相馬

大字新里字西里見七四

字中樋田二八の六

大字境関字亥ノ宮六三の四 大字福村字福富五〇の一 大字新里字中平岡六六 大字外崎二丁目六の五

戸

勝男

武城

監

事

中川 相馬 相馬

豊秋 雄蔵 満永

理

事

石岡

政憲

大字小比内一丁目一三の二 大字境関字富岳五〇の一 大字新里字東平岡二一の 大字高田一丁目一一の四 大字福村字堀合九二の四 大字境関字富岳二〇

弄

か一八退任

七 事業に係る一般建設業の許可 取消しの原因となった事実 平成十五年十一月十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、

より確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

届出に

相馬

正広

大字福村字福富五〇の 大字新里字中平岡六六

一戸

外崎

栄三

大字外崎二丁目六の五

大字撫牛子五丁目三の八

小田桐

義文

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任及び退任

項の規定により公告す 田土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十七 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第十八条第十六項の規定により、豊

> 監 11

> > 中川

大字高田一丁目一一の四 大字福田字花岡四五の一 大字福村字福富一八の一

福島

戸

正

福士 相馬

昭

大字新里字西里見七四 大字境関字亥ノ宮六三の四

字東里見五二の二

浩

長尾

相馬

武城 豊秋 雄蔵 勝雄 侑

大字境関字富岳二〇 大字新里字東平岡ニーの

戸

平成十五

中南地方農林水産事務所長	年十二月三日	り公告する。
水産事務所長		
高		
畑		

_	
高	
畑	
+	

青森県公安委員会文書管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年十二月三日

青森県公安委員会規則第九号

青森県公安委員会委員長

櫛

引

利

貞

青森県公安委員会文書管理規則の一部を改正する規則

青森県公安委員会文書管理規則 (平成十三年六月青森県公安委員会規則第十一号)

| この規則の施行の際現に改正前の第七条の規定により保存期間が永年とされてい (経過措置)

公 安 委 員

書とみなす。この場合において、保存期間の起算日の属する年が昭和四十八年以前 十二月三十一日まで延長されたものとみなす。 算日の属する年が昭和四十八年度以前である行政文書) の保存期間は、平成十六年 である行政文書 (会計年度により管理している行政文書にあっては、 る行政文書は、改正後の第七条の規定により保存期間が三十年と定められた行政文 保存期間の起

規則をここに公布する。 平成十五年十二月三日

交番、

警察官駐在所及び警備派出所の名称、

位置等に関する規則の一部を改正する

青森県公安委員会委員長 櫛 引

利

貞

青森県公安委員会規則第十号

する規則 交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正

月青森県公安委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。 別表第一中「大野交番」を「みなみ交番」に改め、同表中 交番、 警察官駐在所及び警備派出所の名称、 位置等に関する規則 (昭和三十六年八

八戸市吹上一丁目一一番六号

青

を

に改める。

附

則

八戸市堀端町三番地一三

を「みなみ交番」に改める部分は平成十五年十二月二十四日から施行する この規則は、平成十五年十二月九日から施行する。ただし、改正規定中「大野交番」

雑

報

宅地建物取引主任者資格試験の合格者

験に合格した者の氏名を次のとおり公告する。 第十六条の二第一項の規定による青森県知事の委任に係る宅地建物取引主任者資格試 平成十五年十月十九日実施した宅地建物取引業法 (昭和二十七年法律第百七十六号)

条第三項の規定により試験の一部を免除された者は四十五問中三十問以上正解の者と 合格者は五十問中三十五問以上正解の者とする。 ただし、宅地建物取引業法第十六

平成十五年十二月三日

財団法人不動産適正取引推進機構理事長

小

田

邦

久

0 0	2 0	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	0	0	\bigcirc	\bigcirc	0	0	$\overline{\bigcirc}$	$\overline{\bigcirc}$	\bigcirc	0	0	0	\bigcirc	\bigcirc	0	\circ	受
0 0	0	$\overline{\bigcirc}$	$\overline{\bigcirc}$	$\overline{\bigcirc}$	$\overline{\bigcirc}$	$\overline{\bigcirc}$	$\overline{\bigcirc}$	$\overline{\bigcirc}$	$\overline{\bigcirc}$	$\overline{\bigcirc}$	$\overline{\bigcirc}$	$\overline{\bigcirc}$	$\overline{\bigcirc}$	$\overline{\bigcirc}$	験							
0 0	2 0	$\frac{\circ}{}$	$\frac{\circ}{}$	$\frac{\circ}{}$	$\frac{\circ}{}$	$\overline{\bigcirc}$	$\overline{\bigcirc}$	$\frac{\circ}{}$	$\frac{\circ}{}$	$\overline{\bigcirc}$	$\overline{\bigcirc}$	$\overline{\bigcirc}$	00	00	00	00	00	00	00	00	00	番
0 0) 九	八九	六六	五八	四四	三八	三七	三六	\equiv	<u>二</u> 九	<u>-</u> 五	0	九八	〇八五	〇六八	〇五九	〇 五 四	〇四五		00三七	六	号
船田	日下	瀧	<u>ار</u> ر	今	藤	八	中	高	沼	山	秋	乗	櫻	西	小	木	田	長	_	出	白	
橋村	寸 山	澤	野		田	木橋	野		Щ	上	濱		庭	村	野	村	村	谷川	方井	Ш	濱	氏
看	₹雅	智		雅		幸	和	由	_		雅	宣		哲	正	義	龍	泰		仁	恵	
亮子	子仁	步	豊	仁	弘	枝	彦	美 子	也	_	明	明	均	明	人	朗	裕	典	亘	±	恵美子	名
0 0	2 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	受
0 0	0	$\overline{\bigcirc}$	$\overline{\bigcirc}$	$\overline{\bigcirc}$	$\overline{\bigcirc}$	$\overline{\bigcirc}$	$\overline{\bigcirc}$	$\overline{\bigcirc}$	$\overline{\bigcirc}$	$\overline{\bigcirc}$	$\overline{\bigcirc}$	$\overline{\bigcirc}$	$\overline{\bigcirc}$	0	験							
\bigcirc	₽ ₽	\subseteq	$\overset{\bigcirc}{=}$	$\overset{\bigcirc}{=}$	$\overset{\bigcirc}{=}$	\subseteq	$0 \parallel 0$	\bigcirc	$_{\bigcirc}$	$_{\bigcirc}$	$_{\bigcirc}$	\bigcirc	\bigcirc	$_{\bigcirc}$	$\overline{\bigcirc}$	番						
〇三八四		OHTO	〇三四五	〇三三九				三九	四四	=	二九	=	$\overline{\bigcirc}$	九二	八	六五	三九	三六	四四	Ξ	六	号
中コ	こ 豊	古	對	白	竹	対	Щ	橘	那須	田	下	佐	原	Ξ	石	田	上	岩	柿	中	鈴	
林菔	泰田	澤	馬	取	花	馬	下		須野	髙	佐	々木	田	浦	田	中	澤	﨑	本	村	木	氏
裕裕	羊泰	紗		恭	義	紘		正	新	仁		沙			淑	沙	美	雄	拓	尚		
行子	子弘	苗	裕	子	秀	治	薫	和	_	志	修	注	徹	博	子	奈枝	幸	郎	自	子	功	名

 $\frac{0}{0}$ 0 0 $\frac{0}{0}$ 0 0 000 $\frac{0}{0}$ 0 0 0 $\overset{\bigcirc}{\circ}\overset{\bigcirc}{\circ}$ 0 0 0 0 0 $\frac{0}{0}$ 0 $\frac{0}{0}$ 0 0 0 0 0 $\overline{\circ}$ 0 0 $\overline{0}$ $\overline{\circ}$ $\overline{\circ}$ $\overline{\circ}$ $\overline{\circ}$ $\overline{\circ}$ $\overline{\circ}$ $\overline{\circ}$ 一〇六五八 一〇六五六 一〇五九九 一〇五八七 一〇五六八 一〇五六二 _ 五 三 一〇五二七 一〇五〇〇 一〇四九九 一〇四九五 一〇四八〇 一〇四七七 一〇四七一 一〇四一九 一〇四〇八 一〇三八七 一〇五〇六 一〇六〇〇 一〇五四六 〇六五二 〇六五〇 〇 六 二 | 0六0 | 一〇五五九 〇六五四 〇五九一 〇五五七 〇五〇五 〇六三四 〇六三〇 〇三八六 佐 駒 伊 小 吉 石 家 玉 佐 附 柴 小 三 山 今 三 福 馬 池 髙 東 中 熊 對 花 後 中 田 沼 佐 松 横 三 宮 大藤井東濱村岡口井藤田田林田口野浦澤場田杉田島谷馬田藤川中田藤山山浦越 辺 久美子 美和子 佳惠子 美喜子 ひとみ 恵美子 菊 康正 峰麗貴正嘉順英郁年 弘 幸大英幸直 運誠晴正淳克 由 雄清典 子子浩悦宏造 哉 0 0 $\frac{0}{0}$ 0 0 0 0 $\frac{0}{0}$ 0 0 $\frac{0}{0}$ 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 \circ $\overline{\circ}$ $\overline{\circ}$ $\overline{\circ}$ $\overline{\bigcirc}$ $\overline{\bigcirc}$ $\overline{\circ}$ $\overline{\bigcirc}$ \circ 0 $\overline{\bigcirc}$ $\overline{\circ}$ 0 $\overline{\circ}$ $\overline{\bigcirc}$ $\overline{\circ}$ $\overline{\circ}$ $\overline{\circ}$ $\overline{\circ}$ _ 〇 八 一〇九五一 一〇九〇| 一〇八七六 一〇八三四 一〇七八六 一〇六七〇 一〇六五九 一〇九六四 一〇九五四 一〇九五二 一〇九三 一〇九三二 一〇八九九 一〇七九一 | 0七七| 一〇七六五 一〇七四六 一〇七一四 一〇七〇四 一〇六八四 一〇六六七 一〇八八〇 一〇七八一 一〇九〇〇 一〇八六〇 一〇七四七 一〇七四 〇九七一 一〇九六〇 一〇九四〇 〇九七八 〇九六六 〇九六五 濱川大要卜生種大吉田黒福前渡北竹倉高大木小三松大宮平原赤福奈 面赤三成丘藤 良岡 子 坂 士 田上上田蔵出市野谷中瀧原田邊舘内岡橋橋村堀 上山渕本 内川上田 Щ 久美子 悦 ルミ子 周佳 大 睦 浩 誠 勇 俊 和 雅 人彦弘広敏子正人子勝良 司禎勝猛之太隆晃琢文子専成薫和

> 0 0 $\overset{\bigcirc}{\circ}\overset{\bigcirc}{\circ}\overset{\bigcirc}{\circ}$ $\frac{0}{0}$ $\overset{\bigcirc}{\circ}\overset{\bigcirc}{\circ}$ 0 0 0 0 | | 0七七 | | 0七| -- 0 五三 一三四 一二九 〇 九 〇九 坪蛯神柿工山南下中亀木 野間接橋村 崎 藤 田 清貴修幸昭雄陽順 ドイン 活子 浩 郎 雄 子 男 0 0 0 0 0 0 0 0 $\frac{0}{0}$ 000 $\frac{0}{0}$ $\overline{\bigcirc}$ $\overline{\circ}$ $\overline{\circ}$ 五〇〇 _ 五 三 一 一 六 一 五〇〇九 五〇 四七 四六 四 五 谷 苫 起 三 照 石 斉 小 皆 工 米 川地田橋井戸藤嶋川藤 伊美章拓久 集豊孝也恵博朗 美章拓順真友 財朗三子 安

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市古川二丁目一七番五号 -(印刷所・販売人)

| 定価小口一枚二付十五円一銭|| 毎週月・水・金曜日発行

(発 森市所 長 島一丁人)